

平成30年12月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市教育長任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 3 茨木市監査委員選任につき同意を求めることについて
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 5 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 6 茨木市上野町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 7 茨木市福祉文化会館及び茨木市市民総合センターの指定管理者の指定について
- 8 茨木市立市民体育館、茨木市立中条市民プール及び茨木市立五十鈴市民プールの指定管理者の指定期間の変更について
- 9 茨木市立東市民体育館の指定管理者の指定について
- 10 茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの指定管理者の指定について
- 11 市営土地改良事業の施行について
- 12 工事請負契約締結について（元市民会館及び人工台地ほか解体工事）
- 13 平成30年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第3号）

(報告)

- 1 茨木市国民保護計画の変更について
- 2 平成30年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 3 平成30年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 4 平成30年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

議案第 67 号	茨木市教育長任命につき同意を求めることについて
○ 現教育長	おかだ ゆういち 岡田 祐一
○ 任 期	平成 3 1 年 1 月 3 1 日任期満了 初就任 平成 2 8 年 5 月 1 1 日就任 1 期目（任期 3 年）
○ 選任予定者	
議案第 68 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
○ 現 委 員	きょうかね ゆきこ 京 兼 幸子
○ 任 期	平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日任期満了 初就任 平成 1 9 年 1 月 1 日就任 3 期目（任期 4 年）
○ 選任予定者	
議案第 69 号	茨木市監査委員選任につき同意を求めることについて
○ 現 委 員	いとう まき 伊藤 真紀
○ 任 期	平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日任期満了 初就任 平成 2 3 年 1 月 1 日就任 2 期目（任期 4 年）
○ 選任予定者	

○ 平成 30 年人事院勧告に基づく給与改定の実施に伴う所要の改正

・主な改正内容

平成 30 年人事院勧告に基づく給与改定等

ア 給料表 平均改定率 +0.2%

イ 勤勉手当

(1) 平成 30 年度 支給月数の引上げ

一般職員 1.85 月(+0.05 月分) 6 月:0.90 月(改定なし)、12 月:0.90 月→0.95 月

再任用職員 0.90 月(+0.05 月分) 6 月:0.425 月(改定なし)、12 月:0.425 月→0.475 月

(2) 平成 31 年度以降 手当の率が 6 月と 12 月で均等になるように配分

一般職員 6 月:0.90 月→0.925 月、12 月:0.95 月→0.925 月

再任用職員 6 月:0.425 月→0.45 月、12 月:0.475 月→0.45 月

ウ 期末手当

平成 31 年度以降 手当の率が 6 月と 12 月で均等になるように配分

一般職員 6 月:1.225 月→1.30 月、12 月:1.375 月→1.30 月

再任用職員 6 月:0.65 月→0.725 月、12 月:0.80 月→0.725 月

・関係条例の一部改正(期末手当+0.05 月分)

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- ・施行日
 - ア 公布の日(平成 30 年 4 月 1 日適用)
 - イ(1) 公布の日(平成 30 年 12 月 1 日適用)
 - イ(2)、ウ 平成 31 年 4 月 1 日施行

議案第 71 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について
○ 附属機関の新設に伴う所要の改正 ・改正内容 新たに設置する附属機関 茨木市市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会 - ア 所掌事務 跡地エリアの整備を行う事業者の候補者の選定、選定方法その他選定に関する事項についての審査審議に関する事務 - イ 構 成 員 7人以内（学識経験者、関係団体から推薦された者、市職員） - ウ 任 期 当該諮問の審査終了まで ・施 行 日 公布の日	
議案第 72 号	茨木市上野町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定 9 頁参照
○ 区域内における建築物の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。 ・主な内容 ①適用区域 上野町地区の地区計画区域内 ②用途制限（区域内に建築できる建物） - ア 一戸建ての住宅 - イ 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第 130 条の 3 に掲げるもの - ウ 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。） - エ 集会所（近隣住民の集会用に限る。） - オ ア～エの建築物に附属する自動車車庫 ③建築物の敷地面積の最低限度 100 m²以上 ④建築物の高さの最高限度 原則 10m以下 ⑤垣又は柵の構造（築造できるもの） 道路に面する垣・柵は開放性の高いものとし、ブロック塀等については、高さが 0.6m 以下のもの、門又は門柱、門の袖の長さが 2 m 以下のもの ⑥罰則 規定に違反した場合、500,000 円以下の罰金 ・施 行 日 公布の日	

議案第 73 号	茨木市福祉文化会館及び茨木市市民総合センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	①茨木市福祉文化会館 ②茨木市市民総合センター
○ 指定管理者	①②茨木市駅前四丁目 6 番 1 6 号 公益財団法人 茨木市文化振興財団
○ 指定の期間	①平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 5 年 3 月 3 1 日（4 年間） ②平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 6 年 3 月 3 1 日（5 年間）
議案第 74 号	茨木市立市民体育館、茨木市立中条市民プール及び茨木市立五十鈴市民プールの指定管理者の指定期間の変更について
○ 施設の名称	①茨木市立市民体育館 ②茨木市立中条市民プール ③茨木市立五十鈴市民プール
○ 指定管理者	①②③神奈川県川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地 ソリッドスクエア西館 5 階 明治スポーツプラザ・日本空調サービスグループ
○ 指定の期間	(変更前) 平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日（5 年間） (変更後) 平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日（6 年間）
○ 変更理由	平成 32 年 4 月から、西河原市民プールを含む 3 か所の市民プールと市民体育館をあわせて一括して指定管理することにより、施設利用者のサービス向上と管理運営の効率化を図るため
議案第 75 号	茨木市立東市民体育館の指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立東市民体育館
○ 指定管理者	茨木市学園町 4 番 1 8 号 特定非営利活動法人 茨木東スポーツクラブ レッツ
○ 指定の期間	平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 6 年 3 月 3 1 日（5 年間）

議案第 76 号	茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	①茨木市保健医療センター ②茨木市こども健康センター
○ 指定管理者	①②茨木市春日三丁目 1 3 番 5 号 一般財団法人 茨木市保健医療センター
○ 指定の期間	①平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 6 年 3 月 3 1 日（5 年間） ②平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 5 年 3 月 3 1 日（4 年間）
議案第 77 号	市営土地改良事業の施行について
○ 大阪北部地震、平成 3 0 年 7 月～9 月の豪雨・台風により被災した農地等の災害復旧事業の施行	
・事業名	農林業施設災害復旧事業
・総事業費	9 5, 1 5 1, 0 0 0 円
・施行場所	茨木市大字泉原 3 4 3 6 番 1 ほか 5 8 か所
・事業期間	平成 3 0 年 1 2 月議決日～平成 3 3 年 3 月 3 1 日
・根拠法	土地改良法第 9 6 条の 2 第 2 項
議案第 78 号	工事請負契約締結について（元市民会館及び人工台地ほか解体工事）10 頁参照
○ 契約の方法	一般競争入札
○ 契約の金額	8 1 4, 0 0 5, 7 2 0 円
○ 契約の相手方	大阪市天王寺区上汐四丁目 5 番 2 6 号 村本・工栄特定建設 工事共同企業体 代表者 村本建設株式会社 大阪支店 常務執行役員支店長 ^{よねだ} 米田 ^{けいじ} 恵治
○ 工事場所	茨木市駅前四丁目 7 番 5 0 号
○ 工事内容	元市民会館解体工事、人工台地解体工事、歩道橋解体工事、電気設備解体工事、機械設備解体工事、解体に伴う整備工事
○ 工事完了予定日	平成 3 2 年 3 月 6 日

議案第 79 号	平成 30 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 3 号）		
○ 補正額 9 3 7, 5 7 9 千円（補正後 89,600,488 千円－補正前 88,662,909 千円）			
（歳 入）		（歳 出）	
・ 地方特例交付金	14,304 千円	・ 人件費	330,145 千円
・ 地方交付税	325,822 千円	・ 物件費	656,909 千円
・ 分担金及び負担金	11,550 千円	・ 補助費等	424,471 千円
・ 国庫支出金	△427,839 千円	・ 投資的経費	△473,946 千円
・ 府支出金	142,459 千円		
・ 寄附金	84,574 千円		
・ 繰入金	732,209 千円		
・ 諸収入	12,500 千円		
・ 市債	42,000 千円		
・ 繰越明許費補正			
（追加）市民会館跡地エリア整備事業者選定事業		18,700 千円	
（追加）市民会館跡地エリア都市再生整備計画等策定事業		6,094 千円	
（追加）府議会議員選挙執行事業		16,140 千円	
（追加）中条市民プールフェンス設置事業		37,500 千円	
（追加）地域密着型介護施設整備補助事業		32,000 千円	
（追加）道路新設・改良事業(単独分)(安元地区内線)		50,000 千円	
（追加）居住マスタープラン策定事業		7,614 千円	
（追加）空家活用推進事業		3,694 千円	
（追加）小学校プールフェンス設置事業		306,869 千円	
（追加）中学校プールフェンス設置事業		77,596 千円	
（追加）農林業施設災害復旧事業		95,151 千円	
（追加）道路災害復旧事業		55,000 千円	
・ 債務負担行為補正			
（変更）私立保育所等建設補助事業			
	455,385 千円 → 726,160 千円	限度額変更	
（追加）私立保育所等建設補助事業（その 2）		95,487 千円	
（追加）福祉文化会館及び市民総合センター指定管理料		900,000 千円	
（追加）市民体育館、中条市民プール及び五十鈴市民プール指定管理料		85,443 千円	
（追加）東市民体育館指定管理料		300,000 千円	
（追加）保健医療センター及びこども健康センター指定管理料			
	1,018,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費		

報告第 23 号	茨木市国民保護計画の変更について
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく報告	
報告第 24 号	平成 30 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 平成 30 年 9 月 30 日現在の財政状況の報告	
報告第 25 号	平成 30 年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
○ 平成 30 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告	
報告第 26 号	平成 30 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
○ 平成 30 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告	

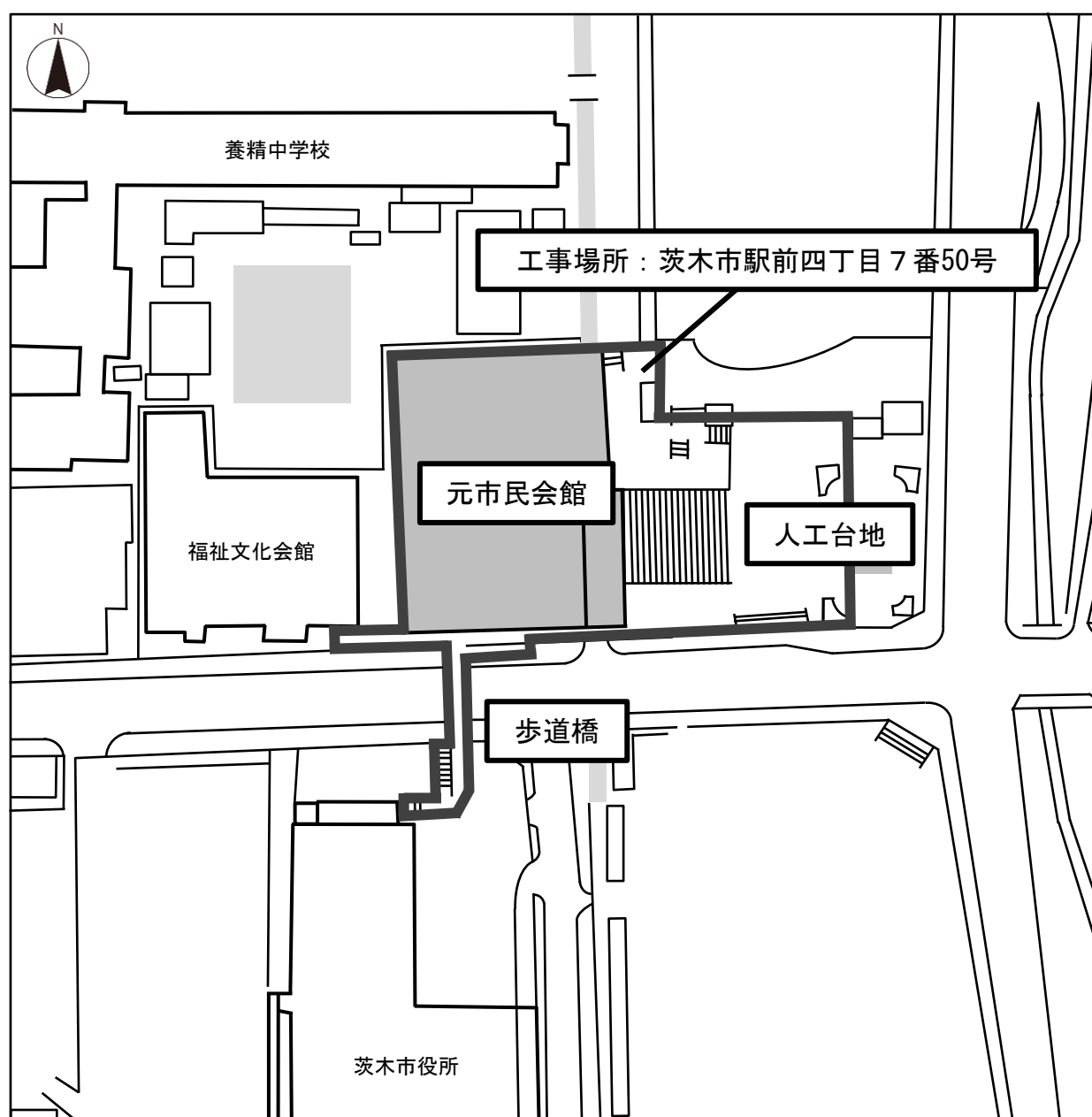
上野町地区地区計画 計画図



元市民会館及び人工台地ほか解体工事

解体建築物概要

名 称	元市民会館	人工台地
構 造	鉄筋コンクリート造／一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上6階／地下1階	地下1階
建築面積	1, 388. 0 m ²	
延床面積	6, 280. 0 m ²	
建築年	昭和44年	昭和44年



平成30年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
9 地方特例交付金	14,304		14,304	
10 地 方 交 付 税	325,822		325,822	普通交付税
12 分 担 金 及 び 負 担 金	11,550	11,550		農林水産施設災害復旧費分担金
14 国 庫 支 出 金	△ 427,839	△ 427,839		保育所等整備交付金 △664,330 社会資本整備総合交付金 84,825 災害等廃棄物処理事業費補助金 76,993
15 府 支 出 金	142,459	142,459		安心子ども基金特別対策事業費補助金 100,847 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 21,941 耐震対策推進事業補助金 13,324
17 寄 附 金	84,574	13,709	70,865	一般寄附金 70,865 市制施行70周年記念事業寄附金 13,709
18 繰 入 金	732,209		732,209	財政調整基金繰入金
20 諸 収 入	12,500	12,500		印紙売りさばき収入
21 市 債	42,000	42,000		道路災害復旧債 28,300 林道災害復旧債 13,700
補 正 額 A	937,579	△ 205,621	1,143,200	
補正前の予算額 B	88,662,909	30,867,611	57,795,298	
補正後の予算額 A + B	89,600,488	30,661,990	58,938,498	

平成30年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳 出)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 2,349	△ 9			△ 2,340		
2 総 務 費	258,332	241,644	2,979		13,709		
3 民 生 費	△ 661,223	△ 12,424	△ 2,073		23,603	△ 670,329	
4 衛 生 費	170,515	11,265	159,250				
6 農 林 水 産 業 費	32,067	7,065	△ 6,518		29,049	2,471	
7 商 工 費	675	△ 4,051	4,726				
8 土 木 費	285,717	42,735	85,670		109,650	47,662	
9 消 防 費	34,505	34,079	426				
10 教 育 費	416,110	9,841	410,432			△ 4,163	
11 災 害 復 旧 費	403,230		2,017		250,800	150,413	
補 正 額 A	937,579	330,145	656,909		424,471	△ 473,946	
補正前の予算額 B	88,662,909	15,032,827	17,938,494	27,244,391	7,179,438	7,345,351	13,922,408
補正後の予算額 A + B	89,600,488	15,362,972	18,595,403	27,244,391	7,603,909	6,871,405	13,922,408

平成30年度12月補正予算の内容について

1 基本方針

大阪北部地震や台風・豪雨に係る対応として、引き続き財政調整基金の活用を図り、住宅改修支援金・転居費用支援金等の追加や小中学校プールのフェンス設置に係る経費を措置するとともに、被害のあった公共施設や農地・道路等の補修・復旧を行う。

また、当初予算から増額となった普通交付税や府交付金を活用し、市民会館跡地エリアの整備に係る事業者選定支援の委託等を行うとともに、悪質商法・特殊詐欺等の被害防止に向けた消費者啓発に係る経費を措置するなど、行政ニーズ・行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

なお、小中学校プールのフェンス設置に係る経費や、農地・道路の災害復旧の工事費など、年度内に完了しない事業について繰越明許費を設定するとともに、私立保育所等建設補助事業や市民体育館等の指定管理料について債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
地震等被害への対応		800,146	67,937	732,209
住宅改修支援金の追加 【居住政策課】 【20頁参照】	申請件数の増加に伴い、住宅改修支援金を追加する。	230,000		230,000
転居費用支援金の追加 【居住政策課】 【20頁参照】	申請件数の増加に伴い、転居費用支援金を追加する。	4,800		4,800
耐震対策推進事業補助金の追加 【居住政策課】 【20頁参照】	耐震診断・除却に係る申請件数の増加に伴い、耐震対策推進事業補助金を追加する。 【財源：社会資本整備総合交付金（国）、耐震対策推進事業補助金（府）】	109,650	57,312	52,338
ブロック塀等撤去補助金の追加 【建設管理課】 【20頁参照】	申請件数の増加に伴い、ブロック塀等撤去補助金を追加する。 【財源：社会資本整備総合交付金（国）、耐震対策推進事業補助金（府）】	16,000	10,625	5,375
小・中学校プールのフェンス設置 【繰越明許費】 【施設課】	安全・安心な学校環境を整備するため、小中学校のプールブロック塀を撤去した箇所へフェンスを設置する。	384,465		384,465
郡山宿本陣の耐震調査等 【歴史文化財課】	地震等により被害を受けた郡山宿本陣の耐震調査及び修理設計を行う。	11,670		11,670

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の補修・復旧 【19頁参照】	被害を受けたスポーツ施設や斎場等の公共施設（別表）について、補修・復旧を行う。	43,561		43,561
台風・豪雨被害への対応		449,359	232,657	216,702
農地等の災害復旧 〔繰越明許費〕 【農とみどり推進課】	台風・豪雨等により被害を受けた農地及び農業用水路の災害復旧を行う。 工事 被災件数：59件（被害総額 95,151） 補正額 80,151 = 補正後 100,151 - 補正前 20,000 【財源：耕地等災害復旧費補助金（国）、災害復旧費分担金】	80,151	65,057	15,094
林道の災害復旧等 【農とみどり推進課】	台風・豪雨による倒木を処理するとともに、被害を受けた林道の災害復旧を行う。 〔倒木処理〕 委託 〔災害復旧〕 委託 被災件数：1路線3件 補正額 15,262 = 補正後 25,262 - 補正前 10,000 【財源：市債】	17,733	13,700	4,033
道路の災害復旧 〔繰越明許費〕 【道路交通課】	豪雨により被害を受けた道路の災害復旧を行う。 委託 補正額 20,000 = 補正後 20,000 - 補正前 0、 工事 補正額 35,000 = 補正後 55,000 - 補正前 20,000 被災件数：5路線5件 【財源：公共土木施設災害復旧事業費負担金（国）、市債】	55,000	54,966	34
ビニールハウス等の撤去費及び再建費補助金の創設 【農とみどり推進課】	台風21号で被害を受けた農家を支援するため、ビニールハウスの撤去費及び再建費を補助する。 ＜補助対象＞被害を受けた農業用ハウス（被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス）の撤去費・再建費 ＜補助率＞撤去費：100%（1㎡あたり上限290円） 再建費：共済加入者90%、未加入者80% 【財源：被災農業者向け経営体育成支援事業補助金（府）】	29,049	21,941	7,108
がれき（瓦・ブロック等）の運搬・処分の追加 【環境事業課】	台風・豪雨等により破損したブロック塀や屋根瓦等、市で処理できない災害廃棄物の増加に伴い、処分・運搬に係る委託費用を追加する。 【財源：災害等廃棄物処理事業費補助金（国）】	154,007	76,993	77,014
公園における倒木の処理 【公園緑地課】	台風21号による公園・緑地における倒木の処理経費を追加する。	35,735		35,735
公共施設の補修・復旧 【19頁参照】	被害を受けた公民館やスポーツ施設等の公共施設（別表）について、補修・復旧を行う。	77,684		77,684

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設等のブロック塀の改修		46,213		46,213
公共施設のブロック塀の補修 【19頁参照】	安全・安心なまちづくりを推進するため、市営駐車場・駐輪場や斎場等の公共施設（別表）のブロック塀について補修等を行う。	35,123		35,123
公園・緑地等のブロック塀の補修 【公園緑地課】	安全・安心な公園・緑地等の環境を整備するため、損傷等のある公園・緑地等のブロック塀等について、軽量フェンスの設置や補修を行う。	11,090		11,090
その他の災害対応		14,932		14,932
災害用備蓄品の充実等 【危機管理課】 【21頁参照】	避難所における環境の改善を図るため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」等で示されている災害用備蓄品を充実するとともに、被災時に使用したアルファ化米を補充する。 ＜備蓄品＞簡易ベッド（225台）、発電機（75台）、カセットコンロ（200台）、ボンベ（2,400本）	14,932		14,932

(2) 市民会館跡地活用の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民会館跡地活用		24,926		24,926
市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会の設置 【市民会館跡地活用推進課】	市民会館跡地エリアの活用に関する整備事業者の候補者を選定するにあたり、選考基準や提案内容等の審議及び審査を行うため、市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会を新たに設置する。	132		132
市民会館跡地エリアの整備事業者募集に係る選定支援 【繰越明許費】 【市民会館跡地活用推進課】	市民会館跡地エリア整備事業の事業者募集に向け、事業者に提示する要求水準書や募集要項等の作成に係る支援業務を委託する。	18,700		18,700
市民会館跡地エリア整備に係る都市再生整備計画等の作成 【繰越明許費】 【市民会館跡地活用推進課】	まちの拠点となるエリアに都市機能を誘導し、まちの活力の維持・増進を図るため、都市機能配置の考え方や誘導施設とその役割等を示す都市再生整備計画等を作成する。	6,094		6,094

(3) 消費生活の啓発

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
悪質商法等の被害防止に向けた消費者啓発		6,347	6,347	
消費生活啓発リーフレット等の全戸配布 【市民生活相談課】	震災に便乗した悪質商法及び特殊詐欺等の周知・被害防止を図るため、市内全戸に啓発リーフレット等を配布する。 【財源：地方消費者行政推進交付金(府)】	6,347	6,347	

(4) 寄附金の活用

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
寄附金の増加に伴う委託料の追加等		52,906	13,709	39,197
ふるさと寄附金返礼品発送等業務委託料の追加 【まち魅力発信課】	ふるさと寄附金の増加に伴い、ふるさと寄附金に係る返礼品発送等の委託料を追加する。 《歳入》一般寄附金 補正額 70,865 = 補正後 146,523 - 補正前 75,658	39,197		39,197
市制施行70周年記念映画制作等に係る負担金の追加 【まち魅力発信課】	市制施行70周年記念事業寄附金の増加に伴い、映画制作・広告に係る負担金を追加する。 【財源：市制施行70周年記念事業寄附金 補正額 13,709 = 補正後 23,709(クラウドファンディング：16,709、企業寄附：7,000) - 補正前 10,000】	13,709	13,709	

(5) 彩都地区の住居表示

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
住居表示の実施		162		162
住居表示審議会の開催 【都市政策課】	新たな土地利用が見込まれる彩都東部2地区について住居表示を実施するため、住居表示審議会を開催する。	162		162

(6) 府議会議員選挙の実施

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
期日前投票所の増設等		22,923		22,923
期日前投票所の増設及び準備経費の追加 【繰越明許費】 【選挙管理委員会】	府議会議員選挙の期日前投票所を増設するとともに、選挙予定期日の変更に伴い準備経費を追加する。 期日前投票所増設施設：イオンモール茨木 選挙予定期日：平成31年4月14日⇒4月7日	22,923		22,923

(7) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
繰越明許費		
市民会館跡地エリア整備事業者選定事業 【市民会館跡地活用推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	18,700

(単位：千円)

事業	内 容 等	設 定 額
市民会館跡地エリア 都市再生整備計画等 策定事業 【市民会館跡地活用推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	6,094
府議会議員選挙執行 事業 【選挙管理委員会】	平成31年度に予定されている府議会議員選挙に係る準備経費等であり、年度内に事業が完了しないため。	16,140
中条市民プールフェ ンス設置事業 【スポーツ推進課】	工法の検討に時間を要したことにより、年度内に事業が完了しないため。	37,500
地域密着型介護施設 整備補助事業 【長寿介護課】	第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）を踏まえた施設整備が事業着手されることから、年度内に事業が完了しないため。 当 初：地域密着型特別養護老人ホーム等 各1か所 222,606 ＜平成30年度⇒平成31年度(予定)＞ ⇒見込：認知症対応型共同生活介護施設 1か所 32,000<追加分>	32,000
道路新設・改良事業 (単独分) (安元地区内線) 【道路交通課】	関係機関と整備内容の調整に時間を要したことにより、年度内に事業が完了しないため。	50,000
居住マスタープラン 策定事業 【居住政策課】	地震対応の課題や検証結果を計画に反映させることに伴い、年度内に事業が完了しないため。	7,614
空家活用推進事業 【居住政策課】	空家実態調査の結果をふまえ制度設計を行うことにより、年度内に事業が完了しないため。	3,694
小学校プールフェ ンス設置事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	306,869
中学校プールフェ ンス設置事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	77,596
農林業施設災害復旧 事業 【農とみどり推進課】	災害復旧工事等に時間を要することから、年度内に事業が完了しないため。	95,151
道路災害復旧事業 【道路交通課】	災害復旧工事等に時間を要することから、年度内に事業が完了しないため。	55,000

(単位：千円)

事業	内 容 等	設 定 額
債務負担行為		
私立保育所等建設補助事業 【保育幼稚園総務課】	平成30年度一般会計当初予算で措置した私立保育所等の建替えに係る建設補助について、事業者の工事進捗状況等（平成30年度～31年度：3園整備）を踏まえ、債務負担行為の限度額を補正する。 [期 間] 平成31年度 [限度額] 455,385千円 ⇒ 726,160千円 《補正額》270,775千円	270,775
私立保育所等建設補助事業（その2） 【保育幼稚園総務課】	平成29年度一般会計補正予算第1号で措置した私立保育所等の建替えに係る建設補助について、事業者の工事進捗状況等（平成29年度～30年度：3園整備⇒平成29年度～31年度：2園整備）を踏まえ、建設期間の延長に伴い債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期 間] 平成31年度 [限度額] 95,487千円	95,487
福祉文化会館及び市民総合センター指定管理料 【文化振興課】	福祉文化会館及び市民総合センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期 間] 福祉文化会館 平成31年度～平成34年度（4年間） 市民総合センター 平成31年度～平成35年度（5年間） [限度額] 900,000千円	900,000
市民体育館、中条市民プール及び五十鈴市民プール指定管理料 【スポーツ推進課】	市民体育館、中条市民プール及び五十鈴市民プールの指定管理者の指定期間の変更に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期 間] 平成31年度 [限度額] 85,443千円	85,443
東市民体育館指定管理料 【スポーツ推進課】	東市民体育館の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期 間] 平成31年度～平成35年度（5年間） [限度額] 300,000千円	300,000
保健医療センター及びこども健康センター指定管理料 【保健医療課】	保健医療センター及びこども健康センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期 間] 保健医療センター 平成31年度～平成35年度（5年間） こども健康センター 平成31年度～平成34年度（4年間） [限度額] 1,018,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	1,018,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費

地震・台風等被害に係る公共施設等の補修・復旧内容

<地震等>

	施設名	内 容	事業費(千円)	担当課
1	耐震性貯水槽（桑田公園）	空気弁の修繕	221	危機管理課
2	市民体育館	福井市民体育館体育室2階手すりの撤去及びフェンス設置	13,000	スポーツ推進課
3	市民プール	中条市民プールフェンス設置〔繰越明許費 37,500〕 補正額 9,476＝補正後 45,726－補正前 36,250 西河原市民プール屋外プールサイド側溝の修繕等	21,330	
4	運動広場・グラウンド	中条多目的広場万年堀の撤去及びフェンス設置	3,350	
5	斎場	火葬場棟・告別式場棟の屋上防水修繕	5,660	市民課
小計			43,561	

<台風・豪雨>

	施設名	内 容	事業費(千円)	担当課
1	庁舎	防災機器（無線・防災情報）の修繕	1,214	危機管理課
2	備蓄保管庫	彩都西中学校・島ふれあい公園・上穂積公園等に設置の保管庫の修繕	1,000	
3	いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター標識修繕	210	
4	市民体育館	屋根軒下の化粧板の張替等 門扉の取替等	5,970	スポーツ推進課
5	運動広場・グラウンド	外野側フェンスの修繕、庭球場の屋根の修繕、 弓道場の屋根の修繕、倉庫屋根の修繕	4,237	
6	市民プール	西河原市民プールのトッパライト駆動車輪、 立体駐車場壁面フェンスの修繕等	6,910	
7	斎場	植栽倒木、第2駐車場看板の復旧	254	市民課
8	道路	倒木、土砂撤去、路肩、法面崩壊に伴う応急対策等	21,200	道路交通課
9	水路	流出土砂の撤去、倒木の撤去、水路施設等の修繕	9,000	下水道施設課
10	公民館	屋根、フェンス、建仁寺垣等の修繕等	14,189	社会教育振興課
11	青少年野外活動センター	森林の伐採、道路の路面修理、擁壁の復旧	12,312	
12	文化財資料館	屋上フェンス等の修繕	762	歴史文化財課
13	消防署	屋根の修繕等	426	消防署
小計			77,684	

<ブロック塀改修>

	施設名	内 容	事業費(千円)	担当課
1	豊川四丁目普通財産	ブロック塀撤去、フェンス設置	1,057	財産活用課
2	斎場	ブロック塀撤去、フェンス設置	14,543	市民課
3	いのち・愛・ゆめセンター	沢良宜いのち・愛・ゆめセンターブロック塀撤去、フェンス設置	145	人権・男女共生課
4	高齢者活動支援センター	ブロック塀補修	422	地域福祉課
5	駐車場	ブロック塀撤去、補修等	18,956	建設管理課
小計			35,123	
合計			156,368	

生活に不可欠な住まい・暮らしの支援

生活再建に不可欠な住まいの被害が広範囲に多数発生したことを踏まえ、市単独制度である「住宅改修支援金」や「転居費用支援金」のほか、「耐震改修・診断補助金」について充実を図る。

屋根・外壁等の修理をされる方

住宅改修 支援金 ※市単独制度	対象者	住家の屋根、外壁等300千円以上の修理をされる方 所得制限：世帯の総所得金額が4,300千円未満
	補助額	修理費用の1/2 (上限：非課税世帯等 200千円、その他世帯 100千円) ※耐震改修補助金との併用不可 ※非課税世帯等：非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
	補正 予算額	230,000千円（補正後 480,000千円 — 補正前 250,000千円）

市内で引っ越しをされる方

転居費用 支援金 ※市単独制度	対象者	賃貸住宅等にお住まいの方で、被災に伴い別の賃貸住宅に転居される方 所得制限：世帯の総所得金額が4,300千円未満
	補助額	転居（引越し）費用の1/2 (上限：非課税世帯等 50千円、その他世帯 30千円) 非課税世帯等：非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
	補正 予算額	4,800千円（補正後 12,800千円 — 補正前 8,000千円）

耐震化のための改修をされる方

耐震改修・ 診断補助金	対象者	住家の耐震診断や耐震改修をされる方等 所得制限：耐震診断 なし 耐震改修 課税所得5,070千円未満
	補助額	耐震診断：診断費用の9/10（上限：45千円） ※住家の種類により異なる 耐震改修：月額所得214千円以下 600千円、それ以外 400千円
	補正 予算額	109,650千円（補正後 207,525千円 — 補正前 97,875千円）

安全・安心なまちづくりに向けたブロック塀等への対応

安全・安心なまちづくりを推進するため、公道や公園に面した公共空間のブロック塀等の撤去にかかる費用を補助する。

ブロック塀等を撤去される方

ブロック塀等 撤去補助金	対象者	公道等に面し、高さ80cm以上かつ国交省の点検ポイントにより厚さ・傾き等が不適合なブロック塀等を撤去される方 所得制限：なし
	補助額	撤去費用 (上限：通学路 300千円、その他 200千円)
	補正 予算額	16,000千円（補正後 66,000千円 — 補正前 50,000千円）

災害用備蓄品の充実

災害発生時の避難所生活において、エコノミークラス症候群などの生命にかかわる被害の軽減や良好な生活環境の確保を図るため、要配慮者への対応物資及びライフライン対応物資を備蓄する。

○簡易ベッド

災害発生時に要配慮者等が避難所での宿泊時に使用し、エコノミークラス症候群などの健康被害の軽減を図るため、即時に使用可能な簡易ベッドを整備する。



○発電機

避難所において停電時でのライフラインを確保し、避難所用夜間照明や通信機器の電力確保等に活用するため、カセットボンベ式発電機を整備する。



○卓上コンロ、カセットボンベ

発災時にガスの供給が停止された際のライフラインを確保し、温かい食事の提供等の設備となる卓上コンロ及びカセットボンベの備蓄を拡充する。



[設置根拠]

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府）及び「避難所運営ガイドライン」（内閣府）において、避難者の寝床の改善及び被災者の生命、身体の保護を優先して、備蓄品を検討することとされている。